

令和2年7月22日

サービス産業消費喚起事業（Go TO トラベル事業）給付金給付規程

（通則）

第1条 サービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）給付金（以下「給付金」という。）の給付については、この規程に定めるところによる。

（趣旨・目的）

第2条 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大の影響により、全国の旅行業、宿泊業はもとより、貸切バス、ハイヤー・タクシーや飲食業、物品販売業など地域経済全体が深刻な状況に追い込まれており、給付金の給付により、感染拡大により失われた観光客の流れを取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域経済に波及効果をもたらすことを目的とする。

（給付金に係る事務を行う者）

第3条 本規定に基づく給付金に係る事務については、経済産業大臣から会計法（昭和22年法律第35号）第13条第2項及び第24条2項の規定により事務の委任を受けた観光庁次長及び国土交通省大臣官房会計課長（以下、「次長等」という。）が行うものとする。

（事務局の設置）

第4条 次長等は前条の目的を達成するため、サービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）給付金事務局（以下「事務局」という。）を設置し、給付に必要な事務を事務局が行う。

（給付の対象）

第5条 給付金は、令和2年7月22日から令和3年3月中旬（予定）までに行われる国内旅行のうち、別途次長等が定める宿泊旅行又は同日中に出発地に戻る事が予定されており、かつ、旅行先で一定の消費が見込まれる日帰り旅行であって、現に実施されたものの旅行者に対して給付する。なお、本給付金の趣旨・目的などから適切でないと次長等が判断する者に対しては、給付金を支給しないこととし、不給付通知を事務局から送付する。また、新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえ、必要に応じて、政府内で検討の上、あわせて専門家のご意見も踏まえ、別途次長が定める地域に居住する者及び別途次長が定める地域を出発地又は目的地とする旅行者を給付の対象から除外すること並びに全ての旅行者に対して給付金の給付を一時的に停止することがあるほか、当事業は予算額の範囲内で実施するため、期間の途中で事業を終えることがある。

（給付額）

第6条 給付金の給付額は、旅行代金の2分の1相当額とし、一人一泊あたり、宿泊旅行は2万円、日帰り旅行は1万円を上限とする。

2 ただし、事業開始日より当分の間は、旅行代金の100分の35相当額とし、一人一泊あたり、

宿泊旅行は1万4千円、日帰り旅行は7千円を上限とする。

(給付申請)

第7条 給付金の申請期間は、令和2年7月22日から、令和3年3月中旬(予定)までとする。

2 申請は、申請期間内に、事務局が定める方法により、直接に、又は、事務局が指定する中間事業者、宿泊施設、地域クーポンの取扱店舗等(以下「中間事業者等」という。)であって申請者に代わって給付金を受領する権限を有するものを通して、事務局に対し行うものとする。

3 前項の申請において、申請者が直接に事務局に申請を行う場合にあっては、申請者は次の書類(以下「申請書類」という。)を郵送又は電磁的方法により事務局に提出しなければならない。

一 申請書

二 領収書(複写)

三 宿泊証明書

四 本人名義の口座番号

五 前各号に掲げる書類のほか申請者に係る情報を確認するために必要な書類及び申請に係る旅行の事実を確認するために必要な書類として事務局が指定するもの

4 第2項の申請において、申請者が中間事業者等を通して事務局に申請を行う場合にあっては、当該中間事業者等は申請者に代わって、次の情報(以下「申請情報」という。)を事務局に提出しなければならない。

一 予約の内容を特定することができる番号

二 申請者の氏名

三 旅行代金

四 給付金申請額

五 旅行代金と給付金申請額との差額

六 旅行代金に含まれる宿泊日数

七 旅行代金に含まれる宿泊者数

八 前各号に掲げる情報のほか申請者に係る情報を確認するために必要な書類及び申請に係る宿泊の事実を確認するために必要な情報として事務局が指定するもの

(宣誓事項)

第8条 次の各号のいずれにも宣誓した者でなければ、給付金を給付しない。

一 前条第3項の申請書類又は同上第4項の申請情報に虚偽のないこと。

二 事務局及び次長等の委任した者が行う関係書類の提出指導、事情聴取等の調査に応じること。

三 不正受給(偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45号)各本条に規定するものをいう。)に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請書類又は申請情報に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない給付金を受け、又は受けようとするをいう。

ただし、申請書類又は申請情報に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。(以下同じ。)

等が発覚した場合には、第11条の規定に従い給付金返還等を行うこと。

四 本規程に従うこと。

(給付金の給付)

第9条 給付金は、予算額の範囲内で、申請者からの申請で成立し、事務局の審査を経て、次長等が給付額を決定する贈与契約である。

2 給付金の給付は事務局を通じ、次の各号により行う。

一 申請者は、中間事業者等を通じ又は直接に事務局との間で、給付金を申請者の代理で受領し、給付決定額を申請者に支払う旨の受領委任契約を締結する。

二 次長等は、申請者と受領委任契約を締結した（間接的に契約したものも含む。）事務局に対して給付金を支払う。

三 次長等は、事務局による申請内容の適格性等の確認を踏まえ、申請者に対する給付金額を決定する。

四 事務局は、前号の決定が行われた後、受領委任契約に基づき、給付決定額全額を中間事業者等又は申請者の銀行口座に速やかに振り込む。

3 事務局は、前項の経理を行うにあたっては、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、事務事業の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(申請者に対する調査)

第10条 申請者の申請が給付要件を満たしているかについて、次長等は、事務局を通じ、申請者又は中間事業者に対し、提出された申請書類又は申請情報について調査を行う場合がある。申請者又は中間事業者は、この調査に協力しなければならない。

(給付金に係る不正受給等への対応)

第11条 申請者の申請が給付要件を満たさないことが疑われる場合は、次長等は、事務局を通じ、次の各号の対応を行う。

一 提出された申請書類又は申請情報について審査を行い、不審な点がみられる場合等に調査を開始する。申請者及び中間事業者等（以下この条において「申請者等」という。）に対する、関係書類の提出指導、事情聴取等の調査については、事務局において行うことを原則とし、これらの調査を行った後、当該申請者等に対する対処を決定する。なお、既に給付した給付金について調査を行う場合も同様とする。

二 事務局は、調査の結果、申請者等の申請が給付要件を満たさないことが判明した場合には、その旨を次長に報告する。次長等は、当該申請者との間の贈与契約を解除し、事務局は、次長の指示に従い、当該申請者等に対し、給付金に係る次長との間の贈与契約の解除に伴う給付金の返還を求める旨の通知を行う。

2 給付金の不正受給に該当することが疑われる場合は、次長は、事務局を通じ、前項の対応に加え、次の各号の対応を行う。

一 不正受給を行った申請者等は、前項第2号の給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する

額を加えた額を支払う義務を負い、事務局は当該申請者等に対し、これらの金員を請求する旨の通知を行う。

二 事務局は、不正の内容により、不正に給付金を受給した申請者を告発する。

3 事務局は、申請者等から返還を受けた給付金を、申請者等に代わって遅滞なく次長に返還する。

4 給付金は、事務局の審査を経て次長が給付額を決定する贈与契約であり、原則として民法（明治29年法律第89号）が適用され、贈与契約の解除、給付決定の取消しについては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）上の不服申立ての対象とならないが、不正受給による不給付決定又は贈与契約の解除に対し、申請者から不服の申出があった場合は、適宜再調査を行うなど、必要な対応を図る。